

柏崎青年工業クラブ会則（付則追記）

第1章 総則

（目的）

第1条 本クラブは、会員の相互扶助の精神に基づき、会員の自主的な活動を促進しつつ、会員および会員所属事業所のために必要な事業を行い、その経済的地位の改善向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 本クラブは、柏崎青年工業クラブと称する。

（地区）

第3条 本クラブは、地区の区域を柏崎市および柏崎隣接地区とする。

（事務局の所在地）

第4条 本クラブは、事務局を柏崎商工会議所に置く。

第2章 事業

（事業）

第5条 本クラブは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 経済的地位の改善向上のために、諸団体との連携強化
2. 事業に対する経営および技術の改善向上
3. 事業に関する知識の普及および教育
4. 事業に関する情報の提供
5. 会員相互の親睦を図るための諸行事
6. その他上記に付帯するもの

第3章 会員

（会員の資格）

第6条 本クラブの会員は、次に掲げる各項の要件を満たす者とする。

1. 柏崎市および柏崎隣接地区に所在する事業所に所属すること。
2. 所在する事業所について
 - ① 総務省発表の日本標準産業分類における製造業に含まれる事業を営む企業及び団体に属する者
 - ② 本会の目的に賛同し、上記①の会員が運営する主体事業について、直接的な協力が可能な企業及び団体に属する者
3. 上記の事業を営む者、もしくは、所属事業所の事業主の推薦のある者。
4. 年齢は、満20歳以上43歳以下の者。

（加入手続き）

第7条 会員の資格を有する者で、本クラブへの加入申込みがあったときは、理事会の承認を得て加入することができるものとする。

（入会金および会費）

第8条 会員は、入会時に入会金を全額払込みしなければならないものとする。

2. 会員は、所定期限までに会費を全額納入しなければならない。

（相続加入）

第 9 条 会員より、会員変更の申し出があったときは、第 6 条の資格を有する場合に限り、相続加入を認めることができるものとする。

2. 相続加入は、前任者より、相続開始の 30 日前に申し出なければならない。

3. 相続加入者は、入会金および会費を前任者より引き継いだものとみなす。

(自由脱退)

第 10 条 会員は、あらかじめ通知したうえで、事業年度末日時に脱退することができるものとする。

2. 前項の通知は、事業年度の末日の 90 日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第 11 条 本クラブは、次の各項の 1 つに該当する会員を除名することができるものとする。

この場合、事前にその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えるものとする。

1. 本クラブの名誉を著しく傷つけること。

2. 会費を 6 ヶ月以上未納すること。

(払い戻し禁止)

第 12 条 入会金および会費は、会員が脱退した時において、この持分といえども払い戻しはしないものとする。

(特別会費)

第 13 条 本クラブは、その行う事業について必要のある時は、特別会費を徴収することができるものとする。

(払い込み額、時期および方法)

第 14 条 本クラブは、入会金、会費、特別会費の額とその徴収時期およびその方法については、総会において定めるものとする。

(払い込み額の増減)

第 15 条 本クラブは、入会金および会費の払い込み額の増減を総会において定めることができるものとする。

(届出)

第 16 条 本クラブは、会員が次の各項の 1 つに該当するときは、7 日以内に届け出なければならないものとする。

1. 氏名または事業所名を変更したとき

2. 上記の住所または所在地を変更したとき

3. 事業を休止または廃業したとき

第 4 章 役員、顧問、OB 会員および職員

(定数)

第 17 条 本クラブは、役員の定数を次のとおりとする。

1. 会長 1 名

2. 副会長 若干名

3. 理事 若干名

4. 監事 2 名

(任期)

第18条 本クラブは、役員任期を1年とする。

(選出)

第19条 本クラブは、役員を次のとおり選出するものとする。

1. 会長 選挙による選出、または理事会における承認
2. 副会長・理事・監事 総会における承認

(会長および副会長とその職務)

第20条 会長は、本クラブを代表して業務を執行する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3. 会長および副会長がともに事故または欠員のときは、理事のうちからその代表者または代行者1名を定める。

(監事の職務)

第21条 本クラブは、監事がいつでも会計帳簿および書類を閲覧もしくは謄写することができるものとする。

(顧問およびOB会員)

第22条 本クラブは、顧問およびOB会員を置くことができるものとする。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会の決定を経て、会長が委嘱する。
3. OB会員は、本クラブの卒業者が自動的に資格を有する。

(職員)

第23条 本クラブは、次の職員を置くことができる。

1. 庶務および会計 若干名

第5章 総会、理事会、例会および委員会

(総会)

第24条 本クラブは、年1回の通常総会および臨時総会を開催するものとする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に、臨時総会は必要のつどそれぞれ会長が招集する。

3. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(総会の議決)

第25条 本クラブは、総会の議決を出席した会員の過半数をもってし、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(総会の議長)

第26条 本クラブは、総会の議長を会長が行うものとする。

(総会の議事録)

第27条 本クラブは、議事録を議長および出席理事が作成し、総会において選出された署名委員が、これに署名するものとする。

(理事会)

第28条 本クラブは、会長の招集により、理事会を開催することができるものとする。

2. 本クラブの理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

3. 会長が事故または欠員のときは副会長が、または両者とも事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が召集する。

4. 理事は、必要と認めたときはいつでも、会長に対し理事会を開催するよう求めることができる。

5. 理事会は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって議決とする。

6. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(例会)

第29条 本クラブは、月一回の例会を原則とする。

2. 例会は、会長が招集する。

(委員会)

第30条 本クラブは、事業の必要に関して委員会を置くことができるものとする。

2. 会員は、あらかじめ理事会で指名された委員会に必ず所属しなければならない。

3. 委員会の種類、組織および運営に関する事項は理事会を経て別に定める。

4. 必要により会長が合同委員会を招集することができる。

第6章 会計

(事業年度)

第31条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 会則の変更

(会則変更)

第32条 本クラブの会則の変更は、総会の議決を経て変更することができるものとする。

付 則

1. 平成14年3月20日 第6条4項を改正

・ただし、平成13年度卒業対象者についてのみ40歳での卒業の選択権を有するものとする。

2. 平成22年4月21日 第9条について

前任者の卒業（満43歳の年度末における退会）に伴う後任者の入会については、これに該当しないものとする。

3. 令和2年5月15日 第6条4項を改正

・ただし、令和2年度卒業対象者についてのみ44歳での卒業の選択権を有するものとする。

柏崎青年工業クラブ運営規定

第1条 例会並びに出席

1. 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず出欠席、遅刻等の返答をしなければならない。

2. 例会は会長がこれを主掌し、各担当者による会務報告の外、各種の行事を行う。

第2条 委員会

1. 本会は原則として次の委員会を置く。

(イ) 総務委員会 (ロ) 企画委員会 (ハ) 開発委員会

(ニ) 広報委員会 (ホ) 事業委員会

2. 委員会は委員長1名、副委員長若干名を置く。

3. 委員長は理事のうちから会長が指名し、副委員長は委員長の推選によるものとする。

4. 委員長・副委員長の任期は1年とする。

5. 委員長は会務を主掌し、委員会を招集する。
6. 委員長は委員会記録を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。
7. 委員長は必要と認めたときは、役員の出席を求めることができる。

第 3 条 合同委員会

1. 本会に合同委員会を置く。

合同委員会は各委員の代表者より構成し、主としてクラブ運営上、合同して審議を必要とする要因が発生した時に開催し、もって会の業務運営を発展かつ円滑にとり図ることを目的とする。

(昭和61年1月19日改正)

柏崎青年工業クラブ役員選出規定

(総則)

第 1 条 本クラブ役員は、会則第 19 条に基づき、本規定の定めるところにより選出する。

(会長の選出)

第 2 条 次年度会長は、会長立候補者の中から会員の投票により選出する。ただし、立候補なき場合は、第 5 条、第 6 条の定めるところによる。

(立候補者の資格)

第 3 条 次年度会長立候補者の資格は次の各項の要件を充たす者とする。

1. 会員経験年数が 3 年以上の者
2. 役員経験を有する者

(立候補の受付および運営管理)

第 4 条 会長は、7 月の例会において次年度会長立候補の受付を公示し、7 月末日にこれを締め切る。

2. 次年度会長立候補希望者は、総務委員会によって構成される選挙管理委員会に書面をもって届け出るものとする。

(選考委員会)

第 5 条 第 4 条の期日までに立候補なき場合は、会長が選考委員 7 名を指名し、選考委員会を設ける。

2. 選考委員会は、速やかに次年度会長候補者を決め理事会に推薦する。

(会長の決定)

第 6 条 選考委員会による推薦候補者は、理事会の承認を得て決定する。

2. 次年度会長は、9 月末日までに決定し、例会および会報において報告する。

(副会長、理事、監事の決定)

第 7 条 副会長、理事ならびに監事は、次年度会長が総会において指名し、会員の承認を得て決定する。

(昭和62年8月30日新設)

慶弔金規定

柏崎青年工業クラブ

本クラブの慶弔金規定を次のとおりとし、昭和58年3月10日より実施する。

祝儀

項目内容

結婚 10,000 円またはこれに相当する品物

出産 子一人につき 5,000 円またはこれに相当する品物

※ただし、当該年度内に申告のあったものを対象とする。

香料および見舞

<現役会員>

項目内容

死

亡

本人 10,000 円又はこれに相当する品物 及び花輪

本人の両親 5,000 円又はこれに相当する品物 及び花輪

本人の妻 10,000 円又はこれに相当する品物 及び花輪

本人の子供 5,000 円又はこれに相当する品物 及び花輪

傷病

5,000 円又はこれに相当する品物

ただし、傷病程度により、協議のうえ弾力的に決定する。

災害 災害状況により、その都度協議のうえ決定する。

<OB会員>

項目内容

死

亡

本人 5,000 円又はこれに相当する品物

会長経験者

本人

10,000 円又はこれに相当する品物 及び花輪

上記の項目以外のお祝い、お見舞などが発生した場合は、役員会もしくは総会で協議のうえ決定する。

【付則】

1. 平成18年4月19日改正
2. 平成22年4月22日一部追加